

再び実況中継によせて

坂和弁護士が、『実況中継 まちづくりの法と政策』のパートIIを出すことになった。前著は、同氏が一九九九年愛媛大学で実施した集中講義「都市法政策」のテープをおこし、それをもとに編集したものであった。この本は、幸いに好評を博し、日本都市計画学会の「石川賞」および日本不動産学会の「実務著作賞」のダブル受賞の栄に浴した。それから二年後、愛媛大学では再び「都市法政策」を集中講義形式で行うことになり、今度も同弁護士に講義をお願いした。氏は、前回にもまして熱心に四日間の講義をして下さった。そして、講義のすべてをテープに録音し、それをおこしたのが、パートIIたる本書というわけである。

パートIIということになると、えてして「柳の下のどじょう」とか「二番煎じ」という言葉が念頭に浮かぶけれども、本書は決してそのような類のものではないと断言できる。なぜなら、新たに今日的テーマを中心に据え、講義内容も大幅にスケール・アップしているからである。今回の中心的テーマは「破綻する駅前再開発－再開発の行方」である。氏は、弁護士業の傍ら都市問題をライフワークとして研究しておられるが、そのそもそものきっかけが再開発問題（大阪駅前および阿倍野再開発）であったことは、ご自身が述べておられる。この駅前再開発が、バブルの崩壊と時期を同じくして全国いたるところで暗礁に乗り上げ、にっちもさっちもいなくなってきた。この問題を俎上に据え、その原因と発生メカニズム、そして問題解決の処方箋を呈示しようというのが、今回の集中講義そして本書の目論見とみた。

ところで、講義の一部を拝聴し、また本書のゲラを通読して感じたのは、いかにも実務家らしい問題の切り口と語り口である。それは、第一に、問題設定が自分の実体験から発想しているということである。われわれ研究者は、実態をよく知らず、ひたすら頭の中だけで考えているようなところがあるから、現実から離れて行ってしまうということがないとはいえない。その点、氏は、訴訟活動にたずさわったり、まちづくり協議会に参加したり、豊富な体験を持っているから、問題設定が上滑りすることがないのである。第二は、問題の絞り方であるが、これが徹頭徹尾実践的なのである。われわれ研究者は、「そもそも論」から出発し、遠回りしてなかなか問題のポイントに到達しない、というポイントの論点に到達するころには消耗して、結局最後のほうはお座なりになってしまうということが往々にしてある。これに対して弁護士はじめ実務家は、事案への関心は一にかかって勝つか負けるか、あるいは別の方法でもって依頼者に満足を得させることができるかどうかにある。したがって、勝敗を分ける（と思われる）ポイントを抽出することに関心を集中する。無駄な努力を極力避けるのである。そして、第三に、絞られた問題の処理方法の提起も、これもまた実践的である。もちろん氏の講義に理論的考察、歴史的考察がないというわけではない。これらへの目配りもおさおさ怠っていない。しかし氏が何より重視しているのは、焦眉の現実問題（たとえば駅前再開発の破綻）に対して小田原評定をくり返すのではなく、実現性のある解決策を提示し、当該問題に責任のある主体に決断を迫るということである。この問題解決の主体には、行政当局はもとより市民も含まれる。われわれ一般市民に対しても、単なる傍観者にとどまるのではなく、行動主体とならなければいけないと、氏はくり返し求めている。

以上のような実務家の思考や問題処理方法の特徴については、最近のロースクール（法科大学院）の設置問題に関連して、私もこのところ弁護士さんたちとの接触が多くなって、感じる機会が多かった。坂和弁護士による「都市法政策」の講義も、このような特徴をいかに発揮しているのみならず、その中でも傑出した出来といえるだろう。

ともあれ、本書はきわめて読みやすい本である。この点は太鼓判を押せる。法の側面からみた都市問題の概要を掴みたいという人には、格好の導入となろう。と同時に本講義は、狭い意味の都市問題だけでなく、小泉改革の成否や歴史の節目についての語り加わるなど、いわば「坂和節」とでもいおうか、縦横の展開をみせている。このあたりになると、氏の考えに全面的に賛成とはいかないという人もいるかもしれない。しかしそのような重要な問題について賛否が分かれるのは、民主主義の社会では当然である。本書は、受講した学生諸君だけでなく、広く市民の皆さんにも考えるきっかけを提供する。そして質問があれば、是非氏にぶつけていただきたい。氏はディベートを歓迎するだろう。

二〇〇二（平成一四）年五月二七日

愛媛大学法文学部教授 矢野 達雄

地方分権時代のまちづくりの指針として

私は昨年（2001年）12月の愛媛大学における坂和章平弁護士による集中講義「都市法政策」を二つの側面から聴講した。

ひとつは前著『実況中継 まちづくりの法と政策』の読者としてである。当時私は行政マンであり、氏が「法律をシンプルに伝えるのも弁護士の役割だ」と述べる新聞の紹介記事を読んで即座に買い求めた。とりわけ関心をひいたのは、震災復興まちづくりにおける氏の実践とそれを通しての幾多の提言である。周知のように、これからも予測される大震災対策への法政策提言としては、阿部泰隆教授が震災の直後に政策法学の立場から書かれた『大震災の法と政策』（日本評論社、1995年）がある。阪神・淡路大震災においてはとりわけ都市計画決定のあり方をめぐって多様な議論がなされた。氏の主張は、単なる反対論を超えて、限られた時間とリソースのなかで、最大限実現可能な政策メニューを提示する点で、阿部教授の提言と響きあうものを感じた。本書と出会うことにより、多くの人々と同様に大震災への記憶が風化しつつあった自分を恥ずかしく思ったことも告白しておこう。

もうひとつの側面は、坂和氏に再度「都市法政策」の講師をお引き受けいただいた愛媛大学法文学部の教官、しかも都市法政策と密接に関係する行政法、地方自治の担当者としてである。私は昨年10月に30年間勤めた広島市役所を退職して愛媛大学の一員となっていた。前著で矢野達雄教授が紹介され、現在私が所属している総合政策学科（Department of Comprehensive Policy Making）は、1996年に「これまでの学問の枠組みにとらわれず、社会の中から問題を発見し、それを解決する能力を養成することを目指して」全国に先駆けて創設されたもので、「都市法政策」科目はいわばその看板講座として位置づけられている。かねてから政策法学に関心をいただいていた私は、その後愛媛大学の教官に採用されるとは露とも思わずその学科の理念に共鳴したのであるが、氏もやはり意気を感じられたのではなかろうか。

授業は、21世紀という新しい世紀を迎えた大学・学問にふさわしいものであった。氏は何箱にもこん包して送り込んだ資料を駆使し、100枚近くのレジュメを準備してまる4日間語り、対話した。テキストとして使用された前著が学生の理解促進に役立ったことは言うまでもない。教室で何人かの学生に感想を求めたが、話題が豊富で、話の内容は具体的でわかりやすく、何よりも情熱的であるとの返事がすぐさまはね返ってきた。これではプロ顔負けであり、駆け出しの私はもちろん、ベテランの先生方も見習わなければならない点が多々あったと思われる。

さて、私としてはこのような講義が全国の大学に広がることを願うものであるが、大学での集中講義を「実況中継」というかたちをとって前著に続いて本著を公刊された氏の企図は、まちづくりの主役たる市民、専門家、そしてマスコミ関係者、更には政策形成の主要な担い手である自治体職員に、まちづくりの“現場体験”に裏打ちされた熱いメッセージを伝えることにあつたと思われる。

前回1999年11月の集中講義から2年を経て、世紀の替わり目になされたこのたびの集中講義は、世紀末的かつ新世紀的な内容となっている。前者は言わずと知れたバブルはじけと中心市街地の衰退であり、各地の駅前再開発事業の破綻はその象徴である。後者は、地方分権の「目玉」とされる都市計画・まちづくりの分権である。（もっとも他方で、「都市再生」といった威勢のいい政策が打ち上げられていることにも留意する必要がある。）

都市計画事務の自治事務化、とりわけ市町村中心主義への移行によって、都市計画制度は自治体が主体的に、地域の課題に的確に対応できるよう柔軟な仕組みに改められた。氏はこうした分権時代の新しい都市計画法のわかりやすい解説書としていち早く『Q & A 改正都市計画法のポイント』（新日本法規出版）を編まれており、実務家、市民の良き指針となっている。

地方分権はスタートしたものの目に良く見えない、実感を伴わないといった感想が述べられることが多いが、新法の下でのまちづくり条例の制定や独自の開発許可制度の運用などは、まさに政策的アプローチを主眼とする「政策法学」の展開の場であり、地方分権時代の自治体運営のパイオニアとなる分野である。本書のタイトルに言う「まちづくりの法と政策」の実践がすべての自治体に試されているのであり、氏の著作が多くの市民、自治体職員に読まれ、21世紀のこれからのまちづくりのアイデアの源泉となることを願うものである。

2002（平成14）年5月27日

愛媛大学法文学部教授 本田博利



(坂和章平著、日本評論社、2002(平成14)年9月30日発行、定価2800円+税)

はしがき

二〇〇〇(平成一二)年七月三十一日に出版した『実況中継 まちづくりの法と政策』は一九九九年一月愛媛大学法文学部で実施した四日間の「都市法政策」の集中講義をまとめたものですが、幸いにも多くの方々から「これはおもしろい」「こんな切り口の本が欲しかった」と好評を博しました。そんな中、都市的土地利用研究会(都土研)でお世話になっていた東京理科大学の渡辺俊一教授から、「日本都市計画学会に石川賞という賞がある。この本は石川賞の趣旨に合致したおもしろい本だ。応募してみてもどうか」とありがたいお話がありました。私は、石川賞がどれほど価値のある賞かもロクに知らないまま、「可能性があるのなら、ダメもとでやってみよう」という気持ちで〇一年一月申請書を提出しました。さらにその直後、日本不動産学会において、平成一二年度日本不動産学会賞の論文賞・著作賞・研究奨励賞・実務著作賞・湯浅賞の募集があることを知り、厚かましくもこの本を実務著作賞の対象としても応募しようと思い、〇一年三月申請書を提出しました。そして〇一年五月、なんと石川賞と実務著作賞の両者をダブル受賞するという思いもよらない結果となったのです。この受賞は、何よりも大学での四日間の集中講義というチャンスを与えていただいた愛媛大学の矢野達雄教授そして申請のお世話をして頂いた渡辺教授の尽力のためものです。この場を借りて厚くお礼申し上げます。

矢野教授からは都市法政策の集中講義は二年に一度やってほしいと言われていたため、〇一年一月の時点で〇一年一二月七から一〇日の四日間、合計一五コマ分の集中講義の日程を決めていました。第二回の集中講義の日程が近づき、テーマ探しやレジメづくりの作業に入った時、九九年一月時点での都市法政策のテーマと〇一年一二月時点での都市法政策のテーマは大きく異なることを実感しました。すなわち、日本の都市法制の基本枠には何らの変更もありませんが、政治的・経済的・社会的状況には、不良債権処理の遅れを原因とした経済不況の深刻化と〇一年四月の小泉内閣の突然の登場という大きな変化がありました。

また実務的な観点からは、第一回講義では地方分権と行政改革の実現が大きな焦点でしたが、今回の焦点は〇一年五月に施行された都市計画法の三二年ぶりの大改正でした。

さらに私が都市問題に取り組むきっかけとなった駅前再開発は、地価の下落・キーテナントの撤退・保留床の売れ残りという「三重苦」の中、その多くが破綻に瀕しており、「このまま放置すればエライことになる」という強い問題意識が芽生えていました。

他方、〇一年一〇月開設した坂和総合法律事務所のホームページにおける「趣味のページ」は急速に充実しました。映画評論の本数は約五〇本に及んでおり、「法律と映画」というタイトルでの出版を狙うところまで映画評論の意欲は高まっていました。

二〇〇一年の日本は一九四五年の敗戦から五六年ですが、サンフランシスコ講和条約から五〇年、パールハーバーから六〇年、柳条湖事件から七〇年等、日米、日中関係において大きな節目の年でした。したがって、私がホームページに載せた〇〇年八月の大連・瀋陽の旅行記、〇一年八月の西安・敦煌の旅行記は、日中関係に焦点をあてた問題提起を兼ねたものになっており、「戦後五六年」が一つのキーワードでした。このため第二回の集中講義では、こんな私の問題意識をたくさんレジメに書き込みました。また一日目第一限の講義は、映画『宋家の三姉妹』の話から入りました。

パートIIが前著と同じく『実況中継 まちづくりの法と政策』というタイトルを維持しているのは、パートIIも前著と同じ狙いの本だからです。しかしその内容においては、前著との重複を避け、〇一年一二月時点におけるわが国の都市法政策の諸問題を縦横無尽に実況中継して

います。第二回の統一テーマは、サブタイトルのとおり「都市再生とまちづくり」であり、主なキーワードは①戦後五六年、②破綻する都市再開発、③小泉改革です。

前著に続いてパートⅡに挑戦してみてください。そして余裕のある方は、前著もあわせて読んでみてください。パートⅡも前著と同じく、どのページから読んでもらっても結構です。そして「都市法政策」という難しいものにこだわらなくても結構。矢野教授から「坂和節」と評していただいた坂和流の切り口・語り口を体験してください。そして私に対して議論をぶつけてきてください。期待しています。それでは、いよいよ坂和節のはじまりです……。

二〇〇二（平成一四）年五月二〇日

弁護士 坂 和 章 平

（ごあいさつ）

この本は、2001年12月に愛媛大学で実施した4日間にわたる第2回の集中講義をまとめたものです。

この本の前身にあたる「実況中継 まちづくりの法と政策」（日本評論社 2000年8月出版）は、1999年11月に実施した愛媛大学法文学部での4日間の「都市法政策」の集中講義をまとめたものですが、2001年5月、日本都市計画学会から「石川賞」と日本不動産学会から「実務著作賞」のダブル受賞という、思いがけない栄誉を受けました。

* * * * *

「PARTⅡ」の統一テーマは「都市再生とまちづくり」、そしてその主なキーワードは、戦後56年、破綻する都市再開発、小泉改革です。といっても、固い内容ばかりではなく、前回同様、当事務所のホームページに掲載中の「趣味のページ」から旅行記や映画評論をふんだんに盛り込み、さらに本づくりと曲づくりの共通の極意を語るなどミーハーな話題も大幅に取り入れながら、わが国の都市法政策の諸問題を縦横無尽に「実況中継」したものです。

愛媛大学の矢野達雄教授からは、この私の切り口・語り口を「坂和節」と評していただきましたが、多くの方々にこの「坂和節」を体験していただきたいと願っています。そして、その体験をしていただいた方々には「オモロかった」、「いいヒントになった」という感想をもっていただけるのではないかと「自負」しています。

「自己宣伝」はこれ位にして、何はともあれ是非本書を読んで頂き、多くの御意見、御感想をお寄せいただきたいと思います。

* * * * *

また、皆様のお知り合いの方々にも本書をお薦めいただければ幸いです。